

平成24年度の送配電部門の収支について

平成25年7月

 北陸電力株式会社

目次

平成24年度の送配電部門の収支について・・・1

【電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類】

- ・第1表 部門共通費用帰属明細表・・・2
- ・第2表 社内取引明細表・・・3～4
- ・第3表 設備別費用明細表・・・5
- ・第4表 送配電部門収支計算書・・・6
- ・第5表 固定資産明細表・・・7～8
- ・第6表 共用固定資産帰属明細表・・・9
- ・第7表 超過利潤計算書・・・10
- ・第8表 超過利潤累積額管理表・・・11
- ・第9表 特定設備投資額明細表・・・12
- ・第10表 内部留保相当額管理表・・・13

【電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書】^(注)

- ・独立した監査法人の検証報告書・・・14

(注)「独立した監査法人の検証報告書」は、第1表～第6表にかかる証明書であり、第7表～第10表にかかる証明書は、監査法人より「合意された手続実施結果報告書」の提出を受け、経済産業大臣に提出済です。

■平成24年度の送配電部門の収支について

平成24年度の送配電部門の収支について、電気事業法第24条の5及び電気事業託送供給等収支計算規則に基づき算定した結果、19億円の欠損（現行料金原価との差額）となりました。

これは、流通設備の供給信頼度の維持・向上に係る費用が増加したことなどにより、発生したものです。

今後も流通設備への設備投資の増加が見込まれる中、安全最優先を大前提とし、効率的な設備保守・運用や調達への取組みにより、託送費用の抑制に努めてまいります。

○送配電部門収支

項目	金額（億円）
営業損益	164
営業外損益	△54
特別損益	-
税引前当期純利益	110
法人税等	36
当期純利益	73

○超過利潤（又は欠損）

項目	金額（億円）
当期純利益	73
事業報酬額 ①	148
追加事業報酬額 ②	-
財務費用（株式交付費，株式交付費償却， 社債発行費及び社債発行費償却を除く。）③	59
財務収益（預金利息を除く。）④	4
事業外損益 ⑤	1
特別損益 ⑥	-
その他調整額 ⑦	△1
超過利潤額（又は欠損額） （当期純利益-①-②+③-④-⑤-⑥-⑦）	△19

※ 金額：億円未満の端数を切捨て表示。

<参考> 流通設備投資額（億円）

平成22年度	平成23年度	平成24年度
191	220	242

○電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類

- ・第1表 部門共通費用帰属明細表
- ・第2表 社内取引明細表
- ・第3表 設備別費用明細表
- ・第4表 送配電部門収支計算書
- ・第5表 固定資産明細表
- ・第6表 共用固定資産帰属明細表
- ・第7表 超過利潤計算書
- ・第8表 超過利潤累積額管理表
- ・第9表 特定設備投資額明細表
- ・第10表 内部留保相当額管理表

○電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書^(注)

- ・独立した監査法人の検証報告書

注)「独立した監査法人の検証報告書」は、第1表～第6表にかかる証明書であり、第7表～第10表にかかる証明書は、監査法人より「合意された手続実施結果報告書」の提出を受け、経済産業大臣に提出済です。

○過去に公表した計算書類等

- ・平成21年度分
- ・平成22年度分
- ・平成23年度分

以上

様式第1（第2条関係）

第1表

部門共通費用帰属明細表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

（単位 百万円）

	発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
役員給与	176	54	40	102	82	457
給料手当	2,587	769	555	1,538	1,135	6,587
給料手当振替額（貸方）	△1	△0	△0	△1	△0	△4
退職給与金	2,039	631	473	1,192	960	5,297
厚生費	585	174	125	347	256	1,489
雑給	251	77	58	147	118	653
消耗品費	315	97	73	184	148	820
修繕費	221	96	57	235	344	955
補償費	0	0	0	0	0	1
賃借料	415	181	108	458	454	1,618
委託費	1,066	465	278	1,132	986	3,929
損害保険料	3	-	0	0	-	3
普及開発関係費	856	64	41	112	49	1,125
養成費	366	48	38	82	66	603
研究費	497	131	62	287	483	1,462
諸費	3,293	364	273	687	555	5,173
固定資産税	96	41	25	101	144	409
雑税	124	20	17	38	56	256
減価償却費	540	236	141	574	1,473	2,965
固定資産除却費	69	30	18	73	115	307
建設分担関連費振替額（貸方）	-	-	-	-	-	-
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△3	△0	△0	△0	△0	△4
合計	13,502	3,486	2,389	7,297	7,432	34,108

（記載注意）

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

社内取引明細表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

1. 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	10,350	基準託送供給料金相当額等取引収益	151,632
アンシラリーサービス取引費用	3,385	接続検討料相当額取引収益	7
振替損失調整額取引費用	12	変更賦課金相当額取引収益	-
過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用	1,500		
合計	15,249	合計	151,640

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2. 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	132,769
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	9,376
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	119
予備送電サービス料金相当額取引収益	552
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	Δ1,522
変動範囲内発電相当額取引収益	10,336
変動範囲外発電相当額取引収益	-
地帯間購入電源費取引収益	0
他社購入電源費取引収益	0
合計	151,632

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 接続検討料相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	7

(記載注意)

- 1 接続検討料に、事業者における送配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 変更賦課金相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
変更賦課金相当額取引収益	-

(記載注意)

- 1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
負荷変動対応電力取引費用	10,336
地帯間販売電源料取引費用	0
他社販売電源料取引費用	14
近接性評価割引額取引費用	-
合 計	10,350

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	-
基準託送供給料金相当額対応分	3,385
合 計	3,385

(記載注意)

- 1 託送供給約款の料金率等に含まれるアンシラリーサービスに係る費用相当の単価に、当年度の送電・高圧配電関連需要に係る販売電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
振替損失調整額取引費用	12

(記載注意)

- 1 託送供給約款の標準変動範囲内電力料金の料金率等に、当年度の振替損失電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	-
基準託送供給料金相当額対応分	1,500
合 計	1,500

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給約款の料金率等に含まれる過去の使用済燃料に係る費用等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

設備別費用明細表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

(単位 百万円)

	送電費	変電費	配電費	ネットワーク 給電費用	需要家費用	その他の費用	合計
役員給料	54	40	86	17	39		239
給料手当振替額(貸方)	4,198	3,141	6,662	1,423	3,129		18,555
退職給与金	△56	△73	△83	△3	△20		△236
厚生費	631	473	1,000	205	459		2,770
委託検査針費	676	521	1,094	227	505		3,025
委託検査金	-	-	-	-	1,294		1,294
雑給費	-	-	-	-	203		203
雑消費費	174	85	209	41	93		605
修繕費	154	205	304	70	235		971
補償費	4,217	3,372	11,338	182	10,450		29,561
貸借料	971	3	608	0	0		1,583
託送料	481	227	2,252	120	102		3,184
事業者間精算費	599	-	1	-	-		600
委託損害保険料	119	-	-	-	-		119
損害保険料	1,002	1,539	1,719	534	2,182		6,977
普及開発関係費	-	6	2	-	-		8
養成交成費	64	41	94	-	18		219
研究費	48	38	69	14	27		198
諸費	131	62	241	125	189		750
固定資産税	541	335	1,285	191	791		3,145
雑税	1,941	1,095	2,184	74	240		5,536
減価償却費	28	39	39	12	221		341
固定資産除却費	11,554	7,108	6,600	1,010	779		27,053
共有設備費等分担額	1,614	791	860	64	101		3,432
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-		-
地帯間購入電源費(送配電部門が購入した電気の料金に限る。)	-	-	-	-	-	0	0
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	5	5
他社購入電源費(託送供給に伴い購入した電気の料金に限る。)	-	-	-	-	-	0	0
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	1	1
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△0	△0	△0	△0	△0		△1
電源開発促進税						10,544	10,544
事業税						1,778	1,778
開発費						-	-
開発費償却						-	-
電力費振替勘定(貸方)						-	-
社内取引費用						15,249	15,249
合計	29,149	19,057	36,571	4,314	21,047	27,581	137,722

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

送配電部門収支計算書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	137,722	営業収益	154,172
送電費	29,149	地帯間販売電源料	0
変電費	19,057	地帯間販売送電料	206
配電費	36,571	他社販売電源料	14
地帯間購入電源費	0	他社販売送電料	-
地帯間購入送電費	5	託送収益	1,044
他社購入電源費	0	接続供給託送収益	-
他社購入送電費	1	(変動範囲内発電収益)	(-)
ネットワーク給電費用	4,314	(変動範囲外発電収益)	(-)
需要家費用	21,047	その他託送収益	1,044
電源開発促進税	10,544	事業者間精算収益	5
事業税	1,778	電気事業雑収益	1,114
開発費	-	遅収加算料金	146
開発費償却	-	社内取引収益	151,640
電力費振替勘定(貸方)	-	(変動範囲内発電相当額取引収益)	(10,336)
社内取引費用	15,249	(変動範囲外発電相当額取引収益)	(-)
(負荷変動対応電力取引費用)	(10,336)		
営業利益(又は営業損失)	16,450		
営業外費用	6,291	営業外収益	884
財務費用	6,076	財務収益	512
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(32)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(87)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	214	事業外収益	371
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)	11,043		
法人税等	3,674		
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	7,368		

(注) 1. 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。
この変更に伴う影響は軽微である。

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- (1) 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

固定資産明細表

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首					期 中 増 減 額					期 末				
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額		帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額			
送電設備	455,380	14,856	263,183	177,339	(177,338)	5,703	6	9,633	461,084	14,863	272,816	173,403	(173,402)		
土地	17,082	2,065	-	15,016	(15,016)	77	△15	-	17,159	2,050	-	15,109	(15,108)		
建物	309	-	206	103	(103)	52	-	2	361	-	209	152	(152)		
構築物	360,433	8,924	221,341	130,168	(130,167)	4,947	21	7,582	365,381	8,945	228,923	127,513	(127,512)		
機械装置	38,268	103	28,447	9,718	(9,718)	265	1	250	38,534	104	28,697	9,732	(9,732)		
備品	929	-	772	156	(156)	△4	-	20	925	-	793	131	(131)		
リース資産	-	-	-	-	(-)	3	-	0	3	-	0	2	(2)		
資産除去債務 相当資産	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)		
無形固定資産	38,356	3,763	12,416	22,176	(22,176)	361	△0	1,776	38,718	3,763	14,192	20,761	(20,761)		
変電設備	319,358	3,469	225,939	89,948	(89,948)	3,475	△5	3,827	322,833	3,464	229,767	89,601	(89,601)		
土地	27,253	2,460	-	24,793	(24,793)	220	-	-	27,473	2,460	-	25,013	(25,013)		
建物	13,836	187	9,609	4,039	(4,039)	248	△0	268	14,084	187	9,877	4,019	(4,019)		
構築物	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)		
機械装置	276,993	822	215,414	60,755	(60,755)	2,938	△5	3,536	279,931	817	218,951	60,162	(60,162)		
備品	950	-	837	112	(112)	59	-	16	1,010	-	854	155	(155)		
リース資産	14	-	7	6	(6)	8	-	3	23	-	11	11	(11)		
資産除去債務 相当資産	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)		
無形固定資産	309	-	69	239	(239)	0	-	1	309	-	71	237	(237)		
配電設備	384,597	8,936	219,904	155,756	(155,753)	4,453	97	5,127	389,051	9,033	225,032	154,985	(154,982)		
土地	708	348	-	360	(360)	9	-	-	717	348	-	369	(369)		
建物	1,050	-	407	642	(642)	4	-	55	1,054	-	462	591	(591)		
構築物	353,918	8,565	200,257	145,095	(145,092)	4,173	97	4,439	358,091	8,662	204,696	144,732	(144,730)		
機械装置	24,455	18	15,499	8,938	(8,938)	317	-	564	24,773	18	16,064	8,691	(8,691)		
備品	3,788	5	3,274	508	(508)	△74	0	39	3,713	5	3,314	393	(393)		
リース資産	36	-	12	24	(24)	13	-	8	49	-	21	28	(28)		
資産除去債務 相当資産	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)		
無形固定資産	639	0	453	186	(186)	11	-	20	651	0	473	177	(177)		
建設仮勘定	7,930	-	-	7,930	(7,929)	1,216	-	-	9,146	-	-	9,146	(9,146)		
送電設備	4,870	-	-	4,870	(4,870)	1,220	-	-	6,090	-	-	6,090	(6,090)		
変電設備	811	-	-	811	(811)	△248	-	-	563	-	-	563	(563)		
配電設備	2,248	-	-	2,248	(2,247)	244	-	-	2,492	-	-	2,492	(2,492)		
合 計	1,167,266	27,263	709,027	430,975	(430,970)	14,849	98	18,588	1,182,116	27,362	727,616	427,137	(427,133)		

(注) 1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法による。

なお、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。この変更に伴う影響は軽微である。

2. 主要件名別帳簿原価期中増減明細

(単位 百万円)

	期 中 増 加		期 中 減 少	
	件 名	金 額	件 名	金 額
送電設備	中央幹線鉄塔建替 (No. 56~No. 63)	1,447	中央幹線一部撤去 (No. 56~No. 63)	350
	中央幹線鉄塔建替 (No. 4~No. 9)	767	中央幹線一部撤去 (No. 4~No. 9)	86
	N T N能登線新設	287		
変電設備	東魚津変電所 新設	1,334	北金沢変電所 連系用変圧器増設関連除却	237
	新武生変電所 連系用変圧器増設	330	中能登変電所 集中監視制御装置取替関連除却	210
	沖布変電所 配電用変圧器増設	270		

(記載注意)

1 帳簿価額の () 内には、送配電部門の固定資産を内数として記載すること。なお、建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの電気事業固定資産に占める送配電部門の固定資産の割合を用いて算定すること。

2 期首残高の帳簿価額の () 内には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の () 内の値を記載すること。

3 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1) 固定資産明細表の作成に関する会計方針 (重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

(2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額 (ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

(3) 償却年数又は残存価額の変更 (軽微なものを除く。) をしたときは、その旨

(4) 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額

4 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 電源線資産(再掲)

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
送電設備	48,444	244	32,911	15,288	Δ 220	Δ 3	808	48,223	241	33,719	14,261
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	408	9	233	165	11	0	9	420	9	243	167
建設仮勘定	422	-	-	422	81	-	-	503	-	-	503
送電設備	419	-	-	419	81	-	-	500	-	-	500
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	2	-	-	2	0	-	-	2	-	-	2
合 計	49,275	254	33,144	15,876	Δ 127	Δ 3	818	49,147	251	33,963	14,933

(記載注意)

- 1 建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの送配電部門の固定資産（建設仮勘定を除く。）に占める当該設備の電源線資産の割合を用いて算定すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第6表

共用固定資産帰属明細表

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

(単位 百万円)

	摘 要	帳 簿 価 額		帰 属 基 準
		期首残高	期末残高	
業務設備	送電費対応分	3,459	3,373	} 各部門業務用建物床面積比等
	変電費対応分	2,178	1,886	
	配電費対応分	7,603	7,383	
	ネットワーク給電費用対応分	4,338	5,136	
	需要家費用対応分	2,442	2,376	
建設仮勘定		62	328	
業務設備	送電費対応分	10	54	} 業務設備比 (送電費対応分～需要家費用対応分)
	変電費対応分	6	30	
	配電費対応分	23	120	
	ネットワーク給電費用対応分	13	83	
	需要家費用対応分	7	38	
合 計		20,086	20,485	

(記載注意)

- 1 期首残高の帳簿価額には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の値を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 業務設備に係る固定資産明細表

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
業務設備	107,329	4,802	70,420	32,106	300	Δ10	985	107,629	4,791	71,405	31,433
建設仮勘定	214	-	-	214	388	-	-	603	-	-	603
業務設備	214	-	-	214	388	-	-	603	-	-	603
合 計	107,543	4,802	70,420	32,321	689	Δ10	985	108,232	4,791	71,405	32,036

(記載注意)

- 1 会計規則別表第2第6表(1)及び(4)の表と同様の内容を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

超過利潤計算書

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）(①)	7,368
送配電部門の事業報酬額(②)	14,844
追加事業報酬額(③)	-
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）(④)	5,988
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）(⑤)	479
送配電部門の事業外損益(⑥)	156
送配電部門の特別損益(⑦)	-
その他の調整額(⑬=⑧+⑨+⑩+⑪-⑫)	Δ130
料金収入比乖離額(⑧)	40
費用比乖離額(⑨)	80
変動範囲外発電料金取引損益(⑩)	-
振替供給に伴う補給電力料金取引損益(⑪)	0
法人税補正額(⑫)	252
当期超過利潤額（又は当期欠損額）(⑭=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑬)	Δ1,993
うち想定原価と実績費用との乖離額	Δ5,418

(記載注意)

- 送配電部門の事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 料金収入比乖離額は、1. 及び2. により料金収入比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「料金収入比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている料金収入比の代わりに基準接続供給料金収入比（電灯料（遅収加算料金を除く。）、電力料（遅収加算料金を除く。）及び託送収益（接続供給託送収益に限る。）の合計額に占める託送収益（基準接続供給収益（太陽光発電促進付加金を除く。）に限る。）及び3.(1)①イに整理された額の合計額の割合をいう。）を用いた場合の料金収入比損益の額を控除した額とすること。
- 費用比乖離額は、1. 及び2. により費用比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「費用比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている費用比の代わりに基準接続供給費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める2. 及び3. に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（地帯間購入電源費、他社購入電源費、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）及び託送収益等取引費用を除く。）の合計額の割合をいう。）を用いた場合の費用比損益の額を控除した額とすること。
- 変動範囲外発電料金取引損益は、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益から、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益に係る電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 振替供給に伴う補給電力料金取引損益は、振替供給に伴い販売した電気の料金から、振替供給に伴い販売した電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、料金収入比乖離額、費用比乖離額、変動範囲外発電料金取引損益及び振替供給に伴う補給電力料金取引損益に整理された額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定（貸方）の額の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第8表

超過利潤累積額管理表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）（①） （うち前期乖離額累積額）（⑦）	8,908 (Δ2,411)	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②） （うち想定原価と実績費用との乖離額）（⑧）	Δ1,993 (Δ5,418)	
還元額（③）	-	
当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）（④=①+②-③） （うち当期乖離額累積額）（⑨=⑦+⑧）	6,914 (Δ7,830)	
一定水準額（⑤）	14,319	平均帳簿価額 433,932百万円 事業報酬率 3.3%
一定水準超過額（⑥=④-⑤）	-	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産（電源線に係るものを除く。）の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下この表において「平均帳簿価額」という。）に法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）を乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第9表

特定設備投資額明細表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区 間 又 は 場 所	当 期 投 資 額	投 資 累 積 額
中央幹線	城端開閉所から加賀変電所 (No. 4～No. 9)		
中央幹線	城端開閉所から加賀変電所 (No. 56～No. 63)		
敦賀火力	福井県敦賀市		
新富山	富山県射水市		
合 計		1,174	2,303

(注) 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

(記載注意)

必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

内部留保相当額管理表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期内部留保相当額 (①)	7,779	
当期超過利潤額 (又は当期欠損額) (②)	△1,993	
還元額 (③)	-	
変動範囲外発電料金取引損益 (④)	-	
振替供給に伴う補給電力料金取引損益 (⑤)	0	
当期特定設備投資額 (⑥)	1,174	
当期内部留保相当額 (⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	4,612	還元義務額残高なし

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高 (この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。) を、備考欄に記載すること。

注1 該当すべき項目がないときは、記載を省略することができる。




- 2 営業収益の額が千億円を超える事業者は、「(単位 千円)」を「(単位 百万円)」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

独立した監査法人の検証報告書

平成25年7月24日

北 陸 電 力 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

業務責任者	公認会計士	白 河 龍 三	
業務責任者	公認会計士	西 川 正 房	
業務責任者	公認会計士	安 田 康 宏	

当監査法人は、「電気事業託送供給等収支計算規則」（平成18年 経済産業省令第2号）第3条の規定に基づき、北陸電力株式会社の第89期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、共用固定資産帰属明細表、設備別費用明細表及び部門共通費用帰属明細表について検証を行った。この送配電部門収支計算書等の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る収益及び費用並びに固定資産を送配電部門として整理する際に用いた基礎数値は、当監査法人が金融商品取引法に基づく監査を実施した第89期事業年度の財務諸表を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会報告第34号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」（平成21年5月19日日本公認会計士協会）に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した収益、費用及び資産の配賦基準となる数値の検証も含め全体として送配電部門収支計算書等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の送配電部門収支計算書等が、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び同規則第2条第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき、北陸電力株式会社の第89期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の送配電部門に係る損益及び固定資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上